

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条各項の決定をするための基準」新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条各項の決定をするための基準</p> <p>別添1 行政文書の開示決定等に関する留意事項</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3-1~3-4 (略)</p> <p>3-5 本人からの開示請求</p> <p>情報公開法の開示請求権制度は、何人に対しても、請求の目的の如何を問わず請求を認めていることから、本人から、本人に関する情報の開示請求があった場合にも、特定の個人が識別される情報であれば、情報公開法第5条第1号イからハの規定に該当する場合又は同法第7条に規定する公益上の理由による裁量的開示に該当する場合でない限り、不開示とする。</p> <p>なお、本人に関する情報について情報公開の開示請求をしようとする者に対しては、<u>個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>に基づく開示請求を行うことができる旨の説明を行うこととする。</p> <p>3-6・3-7 (略)</p> <p>4~12 (略)</p>	<p>行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条各項の決定をするための基準</p> <p>別添1 行政文書の開示決定等に関する留意事項</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3-1~3-4 (略)</p> <p>3-5 本人からの開示請求</p> <p>情報公開法の開示請求権制度は、何人に対しても、請求の目的の如何を問わず請求を認めていることから、本人から、本人に関する情報の開示請求があった場合にも、特定の個人が識別される情報であれば、情報公開法第5条第1号イからハの規定に該当する場合又は同法第7条に規定する公益上の理由による裁量的開示に該当する場合でない限り、不開示とする。</p> <p>なお、本人に関する情報について情報公開の開示請求をしようとする者に対しては、<u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）</u>に基づく開示請求を行うことができる旨の説明を行うこととする。</p> <p>3-6・3-7 (略)</p> <p>4~12 (略)</p>

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。